



(裏)

《住民票等 郵送交付申請についての注意》

- ◇手数料・・・郵便局で「定額小為替」または「普通為替」を購入してください。  
※為替には何も記入せずに送付してください。
  
- ◇返信用封筒・・・住所（住民登録地）、氏名を記入し、切手（速達や簡易書留等を希望する場合は必要な分の切手）を貼って同封してください。また、申請が法人の場合は、所在地宛に送付します。  
※住基コード、個人番号の記載入り住民票は、別途簡易書留の料金分の切手が必要となります。  
※申請枚数が多い場合は、返信用切手を余分に同封してください。不足の場合は着払いで送付いたします。
  
- ◇本人確認書類・・・運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード等の顔写真付きの公的身分証明書や健康保険証等いずれかのコピーを同封してください。  
※健康保険証の場合は、記号・番号・保険者番号にマスキング（覆い隠すこと）をしてください。
  
- ◇疎明資料として提出していただいた資料は返却しません。ご了承ください。
  
- ◇偽りその他不正な手段により、戸籍謄・抄本等の交付を受けたとき、または戸籍の附票の写しの交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条・住民基本台帳法第46条）
  
- ◇ご不明な点は、市民窓口課（谷和原庁舎）へお問合せください。
  
- ◇この申請書は、情報開示請求があった場合、開示されることがあります。